

# 元時代・至元二十八年の華厳經

—角筆の使用を確認—

赤 尾 栄 慶  
宇 都 宮 啓 吾

(一)

京都国立博物館・守屋コレクション中に所蔵されている紺紙金銀字の八十巻本『華嚴經』三帖と「普賢行願品」の一帖、合わせて四帖について、各々の変相図の下に角筆で施された線が存在し、本文にも角点が施されている箇処があることを確認したので、これを簡単に報告しておきたい。

まず、これらの概要を見ておきたい。各帖の末尾には発願文があり、それから中国・元時代の至元二十八年（一二九一）の仏誕日（四月八日）に長安の終南山万寿禪寺の光明禪師惠月によつて書写されたものであることがわかるが、発願者である光明禪師惠月については奥書にある事績以外には詳らかではない。基本的に、経文は紺紙の料紙に銀字で書写されているが、仏・法・僧の三宝や仏・菩薩などは金字で書写されている。装訂は折本装で、半面六行（一折十二行）に一行十七字詰の書写となつてゐる。界線は銀界であるが、天地の横界のみとなつてゐる。帖首二折（四面分）には金銀泥

による善財童子の善知識歴參図が細密な変相図で描かれており、類例の少ない中国・元時代の装飾経であり、書写の経緯を記した発願文や帖首に金銀泥による細密な変相図を有している貴重な遺例と位置づけられる写経である。これらの点については、早くに神田喜一郎が昭和三十六年に「元・至元二十八年の紺紙金銀泥書華嚴經に就いて」（『美術史』四十）という一文を著しているが、若干の誤認もあるので、今一度、それらの書誌情報を示しておきたい。

## 【名称】

華嚴經卷第七十一、第七十二、第七十三、普賢行願品 四帖

紺紙金銀字

縦三一・〇cm 横一一・二cm

中国・元時代 至元二十八年（一二九一）

B甲三〇九 守屋コレクション

【卷第七十一、（七十二、七十三）】

【外題】

(金字) 以字点あり 大方広仏華嚴經卷第七十一 (七十二、七十三)

〔首題、翻訳者名、千字文〕

(金字) 大方広仏華嚴經卷第七十一 (七十二、七十三) (銀字) 臣一 (二、三)

(銀字) 于闐國三藏沙門実叉難陀訖

(金字) 入法界品 (銀字) 第三十九之十二 (十三、十四)

〔尾題〕

(金字) 大方広仏華嚴經卷第七十一 (七十二、七十三)

・各々、尾題の後に音釈あり

〔普賢行願品〕

〔外題〕

(金字) 以字点あり 大方広仏華嚴經普賢行願品

〔首題、翻訳者名、千字文〕

(金字) 大方広仏華嚴經普賢行願品 (銀字) 臣十一

(銀字) 唐貞元年罽賓三藏法師般若奉詔訖

〔尾題〕

(金字) 大方広仏華嚴經普賢行願品

〔各帖にあり〕 発願文、銀字 (揮図1)

長安終南山万寿禪寺住持、光明禪師惠月は隴西の人なり。

九歳にして落髮し、縊を披り、一たび荷蘭の山寺に踞けて、道明大禪伯を瞻礼し、出世の師と為す。旦夕に咨參し、發輝の印を得。先に塞北に遊び、後に江南を歷て、福建路には曾て僧權を秉り、嘉興府には亦、預りて錄首と為る。縊衣の濫汰を付念し、仏法の逢い難きを惟思して、梯己の財を捨す。惠施を鋪陳すれば、十二の大藏を印造し、二八の僧倫を剃度し、五十三部の華嚴を散じ、一百八条の法服を捨て、金銀字八十一巻、円覓、起信を書し、相隨いて法華經二十八篇、梵網、金剛の各部を写す。茲の勝善を集め、普く良縁を結ばん。皇恩、仏恩には無窮に報いんことを願い、祖意と教意には正性を發明せん。師長、父母、同じく般若の慈舟に乗り、法界の衆生は共に毘盧の

縊衣之濫汰、惟思

(金字) 「仏法」之難逢、捨梯己財。鋪陳惠施、印造十二之 (金字) 「大藏」、

剃度二八之 (金字) 「僧」倫、散五十三部之華嚴、捨一百八条之法服、書金銀字八十一巻、円覓、起信、相隨寫法華

(金字) 「經」二十八篇、梵網、金剛各部。集茲勝善、普結良緣。

(金字) 「皇」恩 (金字) 「仏」恩而願報無窮、祖意教意而發明

正性、師長

父母同乘般若之慈舟、法界衆生共泛

(金字) 「毘盧」之性海。

至元二十八年歲次辛卯四月八日光明禪師惠月謹題

〔訓読〕

(長安終南山の万寿禪寺住持、光明禪師惠月は隴西の人なり。

九歳にして落髮し、縊を披り、一たび荷蘭の山寺に踞けて、道明大禪伯を瞻礼し、出世の師と為す。旦夕に咨參し、發輝の印を得。先に塞北に遊び、後に江南を歷て、福建路には曾て僧權を秉り、嘉興府には亦、預りて錄首と為る。縊衣の濫汰を付念し、仏法の逢い難きを惟思して、梯己の財を捨す。惠施を鋪陳すれば、十二の大藏を印造し、二八の僧倫を剃度し、五十三部の華嚴を散じ、一百八条の法服を捨て、金銀字八十一巻、円覓、起信を書し、相隨いて法華經二十八篇、梵網、金剛の各部を写す。茲の勝善を集め、普く良縁を結ばん。皇恩、仏恩には無窮に報いんことを願い、祖意と教意には正性を發明せん。師長、父母、同じく般若の慈舟に乗り、法界の衆生は共に毘盧の

性海に泛ばん。

至元二十八年歲次辛卯四月八日、光明禪師惠月、謹んで題す。)

当館所蔵の四帖が、奥書にある「金銀字八十一卷」のうちの四巻であり、「華嚴經」としては八十巻本「華嚴經」に四十巻本「華嚴經」の巻第四十「普賢行願品」の一巻を加え、八十一巻として書写されたことがわかる。

已生如來誓願家 已入諸佛功德海  
法身清淨心無礙 隨衆生樂現衆色  
時善財童子說此頃已禮夜神足繞無量匝  
慈愍瞻仰辭退而去

大方廣佛華嚴經卷第七十一

怡暢上以  
妙  
下  
是切 鳩馱上是尤切  
下  
是切

長安終南山萬壽禪寺住持光明禪師惠月隴西人  
也九歲落髮披緇一踰荷蘭山寺瞻禮道明大禪伯  
爲出世之師旦夕咨參得發輝之印先遊塞北後歷  
江南福建路曾乘於僧權嘉興府亦預焉錄首付念  
繩衣之謫汰惟思  
佛法之難逢捨捨已財鋪陳惠施印造十二之大藏  
荊度二八之僧倫散五十三部之華嚴捨一百八條  
之法服書金銀字八十一卷圓覺起信相隨寫法華  
經二十八篇梵網金剛各部集茲勝善普結良緣  
皇恩佛恩而願報無窮祖意教意而發明正性師長  
父母同秉般若之慈舟法界衆主共之

毗盧之性海

至元二十八年歲次辛卯四月八日光明禪師惠月謹題

角筆の線は、ほとんどの場合、金銀泥の本図の描線と一致しないところから、下絵の性格を有しつつも、概ねややアバウトな位置取りのために施されたと見られる(図17、18)。当然のことながら、この角筆の線が施された時期は、金銀泥の本図が描かれる前のことであるから、至元二十八年(一二九一)の四月八日以前であり、おそらくはその前年を想定するのが妥当であろう。まさに角筆による線が施された時期がほぼ特定できる重要な中国・元時代の写経といえよう。

加えて、この「普賢行願品」で重要な点は、帖首に描かれた変相図の左下に銀字で次のように記されていることである。

杭州路奉溪界峯山画士

沈鏡湖同男応祥繪画

挿図1 紺紙金銀字華嚴經卷第七十一(帖末)

とあり、杭州路（浙江・錢塘あたり）の沈鏡湖・應祥という親子と思われる画士によつて描かれたことが知られる。また、四帖からの推測ではあるが、この兩人が八十一巻すべての変相図を描いたものと思われる。ただし、角筆を用いて下絵を描いたのが、この兩人であつたかどうかは明らかではない。

中国・朝鮮半島・日本という漢字文化圏で書写され、巻首などに変相図や見返し絵を有する写經に角筆で引かれた線が存在しているかどうか、再確認を迫られる事例といつては可能な白墨ではなく、朱墨が利用される。しかし、本經の如き金銀字經の場合には、教学や修学のための書写や校訂作業を目的としたものではなく、紺紙に金銀字で記入されたその「姿」こそが優先されるために、その「姿」を損なう形での墨や色墨による注記が避けられたものと考えられる。その一方で、「見えにくい」注記は、校訂作業の確認を行なう場合に、その当該箇所がどこであつたのかが判別し難い。そういう問題から、当該箇所の上欄部に合点等の印を記入することで、当該行に校合・校訂箇所が存することを示したものと考えられ、また、校合・校訂箇所の確認の際には、上欄部に注意を払うだけで済ませることができるという利点も存する。

本經については、角筆による絵画部分の下書きだけでなく、本文

自体にも角筆による注記、角点が存する。

その注記は、図版（図19、20）に示した如く、校合・校訂を目的として、当該箇所に注意を促すために付した合点と、その当該行の上欄部に付した合点である。

この形式の特徴は、筆記具、即ち、角筆の特性に基づいている。角筆による筆記は、毛筆による墨・色墨による筆記と比較した場合、

その記入方法は、一般的に指摘される「紙を凹ませる」という方式であるが、色という側面から見るならば、透明色というべきものであり、その識別の低さに特徴が存し、合わせて、本文との関係にお

総持院僧憐昭記

寛平七年歲次乙卯青／天之月令小師良恩写／取上卷 小師普賢  
写取／中下巻便同九秋之月一度／披閱脱錯甚多後須重正之／耳

いては、本文が主、校合・校訂が従という意識が、他の筆記方法と比べて強いものと考えられる<sup>(1)</sup>。一般的な本文の校合・校訂には、本文との相違を明示する目的から本文の墨色とは異なる朱墨や白墨が使用され、また、その校合・校訂の結果が残ることを目的とする場合には、水を含ませた布等で拭き取ることが可能な白墨ではなく、朱墨が利用される。しかし、本經の如き金銀字經の場合には、教學や修学のための書写や校訂作業を目的としたものではなく、紺紙に金銀字で記入されたその「姿」こそが優先されるために、その「姿」を損なう形での墨や色墨による注記が避けられたものと考えられる。その一方で、「見えにくい」注記は、校訂作業の確認を行なう場合に、その当該箇所がどこであつたのかが判別し難い。そういう問題から、当該箇所の上欄部に合点等の印を記入することで、当該行に校合・校訂箇所が存することを示したものと考えられ、また、校合・校訂箇所の確認の際には、上欄部に注意を払うだけで済ませることができるという利点も存する。

この、校合・校訂箇所と上欄部との両所に注記を施すという方式は、本邦においても、例えば、西教寺蔵『無量義經疏』（重文、寛平七年書写）の如き平安時代初期の資料でも、校合・校訂箇所の上欄部に「ト」字を記すといった方式が確認される。この方式は、「見セ消チ符号」として一般的に使用される「ト」字を校合・校訂注記の符号として用い、合わせて、上欄にもその符号を記したものと考えられる。以下に卷第二の奥書を示したが、

この奥書では、「脱錯」の多さ故に校訂の必要性を述べており、それ故に、このような明示的な注記が行われたことが窺われる。

そして、この形式は、石山寺蔵『叡山大師伝』（重文、鎌倉時代前期・十三世紀写）にも確認でき、平安・鎌倉時代においては一般的な様式の一つであつたことが知られる。

また、立本寺本『妙法蓮華經』（重文、京都国立博物館寄託）においては、当該箇所に対する注記（此經の場合には、明詮の訓注・導の類）を紙背に記す場合に、当該箇所に「ノ」・「ノ」を傍記し、また、その上欄部にも「ノ」・「ノ」を記している。

此經については、卷第四の奥書からも知られるように、朱点は元興寺明詮僧都の訓点であり、尊重すべきものとして移点されている。（白書）寛治元年五月十六日以赤穂珣照聖人点為其本／移点了  
処々付音讀是定慶聖人之讀而已／末学沙門経朝

（以下、立本寺本の書写である天理図書館蔵本卷第四で補う）  
(白書) 点本經云（以下右と同じ）

（朱書）点本經云同二年正月之比以元興寺明詮僧都点導／本為其本以朱大都移点了若与赤穂同處者／不別点之以朱統  
角処モチリ朱角得其意可讀之 僧經朝点了

（墨書）墨点訓并声等興福寺寿慶聖人訓声而已  
そして、興福寺法相宗においては、この明詮の訓讀が粗点として伝承されていくこととなる。

こういった例は、いずれも注記を明示的に行なおうとする意識の現れでもあり、そのために、角点ではなく白点や朱点を用いている。一方、本經の如き資料においては、むしろ、こうした明示的な方法が採られておらず、また、右の如き場合における角点使用の例を、

稿者は未だ確認し得ていない。（但し、当該行に科段点として合点を付した例やそういうことを目的として当該行に対する注意を促すために合点を付した例は、間々見られる。）

その一方で、角筆によつて本經と同様の形式を用いて校合・校訂箇所と上欄部との両所に注記を施した資料としては、京都国立博物館蔵『清涼國師礼讚文』（南宋版・高山寺旧蔵（松本文三郎旧蔵））や高山寺蔵『法藏和尚伝』（重文、南宋版・京都国立博物館寄託）が挙げられ、高山寺に由来する宋版には同様の形式が多々認められる。

宋版は、それ自体が完成された形であることから、制作時点で校合・校訂作業として加点されたとは考えがたく、むしろ、本邦における加点と考えられ、また、これらは、高山寺における修学の反映として見ることができる。<sup>(2)</sup>

宋版、十世紀末に開版された宋版一切經は、日本においては東大寺僧齋然の将来によつて当時の仏教界のみならず貴族社会に大きな衝撃をもつて迎えられたとされ、その後の基本テキストともなつており、それ故に本文が主であるという比重は高いものとなり、それに対する校合・校訂作業が従になるというのは理解できるところであり、その結果として、本經の如く、校合・校訂作業の結果である記入が明示的ではなく、角点による記入に留められるという背景が存したものと考えられる。

そして、この様式は、高山寺を発祥とするものとは考えがたく、未だ本經以前の中国典籍に同様の例を見出し得てはいないが、中国に端を発するものと考えられる。

但し、本邦においても本經と同様の形式が、十二世紀以降には確

認でき、本經における角点が中国におけるものか、もしくは、本邦におけるものであるのかについては今後とも更に検討が必要となる。

とは言え、本經の場合には、前述の如く、その「姿」が大事であり、修学のテキストとはされなかつたものと考えられ、その点からするならば、本經の見返絵における下書きとしての角筆の利用という事例と重ね合わせることで、この校合・校訂箇所と上欄部との両所における角点記入も、本經の制作過程におけるチェック時のものと見る方が相応しいように思われる。また、実際に、本經には訂正が加えられた箇所（擦抹による重書や傍記等）が存することからもこの点が確認できる。このように考えれば、現時点においては、本經の角点記入も本經制作時、即ち、至元二十八年頃の元（中国）において加点されたものと考えられる。

本經の本文部分における角点記入は、単なる校合・校訂の記号としての価値だけでなく、典籍史を探る手懸かりになるものと思われ、今後更に検討を進めていきたい。

#### 〔註〕

- 1 調点資料における筆記具の問題については、宇都宮啓吾「調点資料とその料具」（調点語と調点資料第一二六輯 一二〇一一・三）において述べた。
- 2 この問題については、別稿において改めて検討する。